

埼労基発0302第4号

令和8年3月2日

各位

埼玉労働局労働基準部長

(公印省略)

「高年齢者の労働災害防止のための指針」について

平素より、労働行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、「高年齢者の労働災害防止のための指針」が、令和8年2月10日に公表され、「高年齢者の労働災害防止のための指針」について」（令和8年2月10日付け基発0210第1号。別添1）により指針の留意事項が示されているところであります。このたび、その補足事項につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴機関におかれましてもこの趣旨を御理解いただき、会員事業者等へご周知いただきますよう、お願い申し上げます。